

# 岐阜県後期高齢者医療広域連合からののお知らせ

## 保険証(後期高齢者医療被保険者証)が新しくなります

後期高齢者医療の保険証は、岐阜県内の市町村にお住まいの75歳以上の方と、65歳から74歳までの方で一定の障がいがあり、後期高齢者医療制度に加入された方に交付されます。

**8月からは、7月中旬頃に郵送される新しい保険証をご使用ください。**

《7月31日まで・薄い赤色》

被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名	広域 太郎
一部負担金の割合	〇割
有効期限	令和6年7月31日
<b>後期高齢者医療被保険者証</b>	
被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
有効期限	令和6年7月31日
住所	岐阜市柳津町宮東1丁目1番地
氏名	広域 太郎
性別	男
生年月日	昭和〇〇年〇月〇〇日
資格取得年月日	平成〇〇年〇月〇〇日
発効期日	令和〇〇年〇月〇〇日
交付年月日	令和〇〇年〇月〇〇日
一部負担金の割合	〇割
保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
保険者名	岐阜県後期高齢者医療広域連合

《8月1日から・薄い青色》

被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名	広域 太郎
一部負担金の割合	〇割
有効期限	令和7年7月31日
<b>後期高齢者医療被保険者証</b>	
被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
有効期限	令和7年7月31日
住所	岐阜市柳津町宮東1丁目1番地
氏名	広域 太郎
性別	男
生年月日	昭和〇〇年〇月〇〇日
資格取得年月日	平成〇〇年〇月〇〇日
発効期日	令和〇〇年〇月〇〇日
交付年月日	令和〇〇年〇月〇〇日
一部負担金の割合	〇割
保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
保険者名	岐阜県後期高齢者医療広域連合



※保険証は、お住まいの市町村から簡易書留で郵送します。お手元に届くまで最大2週間程度かかることがあります。

## マイナ保険証をご利用ください

現行の保険証は、令和6年12月2日から発行されなくなります。令和6年12月1日までに発行される保険証は、令和7年7月31日まで使用できます。

マイナ保険証を利用するための登録がまだの方は、以下の2つの準備をお願いします。

### ① マイナンバーカードを取得する

### ② マイナンバーカードを保険証として利用登録する

■ 取得申請方法は選択可能です

■ 利用登録の方法

- ① オンライン申請 (パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの証明写真機からの申請

- ① 医療機関・薬局の受付 (カードリーダー) で行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う

### マイナ保険証利用のメリット

#### ● 医療費を節約できます

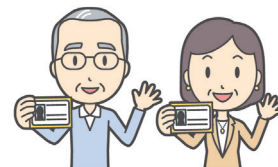
現行の保険証よりも、皆さまの保険料で賄われている医療費を節約でき、自己負担も低くなります。

#### ● より良い医療を受けることができます

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。

#### ● 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払が免除されます

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。



後期高齢者医療制度は、岐阜県内すべての市町村が加入する岐阜県後期高齢者医療広域連合が主体となり、市町村と連携して運営しています。

## 令和6年度保険料について

後期高齢者医療保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となり、2年ごとに見直されます。令和6年度保険料は、令和5年分の所得を基に個人単位で計算します。

5月末までに被保険者になられた方には、7月中旬頃に、お住まいの市町村から「後期高齢者医療保険料額決定通知書」をお送りします。保険料額や納付方法が記載されていますので、ご確認ください。

均等割額	+	所得割額	=	年間保険料額
49,412円		被保険者の所得 ※1 × 9.56% ※2		(100円未満切捨て) 限度額80万円 ※3

※1 前年の総所得金額等から基礎控除額(43万円)を差し引いた額です。ただし、合計所得金額が2,400万円を超える方は、基礎控除額が少なくなります。

※2 令和6年度の所得割率は、激変緩和措置により、被保険者の所得が58万円以下の方は8.89%となります。

※3 令和6年度に限り、激変緩和措置により、昭和24年3月31日までに生まれた方および令和7年3月31日までに障害認定により被保険者の資格を取得された方の限度額は、73万円となります。



## ◎以下に該当する方は、保険料が軽減される場合があります。

- ① 同じ世帯の被保険者と世帯主の、前年所得の合計が少ない方  
→ 所得に応じ、均等割額の7割、5割又は2割が軽減されます。
- ② 後期高齢者医療制度に加入する日の前日に、被用者保険※の被扶養者であった方  
→ 所得割額がかかりません。また、加入後2年経過する月まで、均等割額の5割が軽減されます。

※協会けんぽ、組合健保、共済組合、船員保険の総称で、国民健康保険や国民健康保険組合は含まれません。

## 保険料の支払いについて

納付書が送付された方には、便利で安心な口座振替をおすすめします。口座振替には以下のメリットがあります。

- ① 毎月の支払期限までに金融機関に行って納付書で支払いをする必要がなくなります。
- ② 保険料が登録口座から引き落とされるため、保険料の支払い忘れがなくなります。  
口座振替登録のお手続き方法などは、お住まいの市町村担当窓口にご相談ください。

## ぎふ・さわやか口腔健診について

令和6年度から「ぎふ・さわやか口腔健診」は、**県内どこの歯科医療機関※でも受診可能**となりました。健康な毎日を送るため、ぜひ受診してください。詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください。

※一部実施していない歯科医療機関があります